

2007年日本政府年次報告
「雇用政策に関する条約（第122号）」
（2005年6月1日～2007年5月31日）

1 質問Ⅰについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

2 質問Ⅱについて

(1) [第1条]

前回までの報告中の以下の統計資料（別紙1～4）を別添のとおり更新する。

（雇用、失業及び不完全就業について）

別紙1

（若年者について）

別紙2

（高齢者について）

別紙3

（障害者について）

別紙4

1. 総合的発展政策及び部門的発展政策について

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

2. 労働市場政策について

前回報告以降の報告事項は以下のとおり。

（労働市場政策について）

- ・ 2006年6月、人口減少社会を迎える中において我が国経済社会の活力を維持・向上していくためには今後の経済社会を支える青少年の実践的な職業能力を高め、その雇用の安定を図るとともに、団塊の世代が職業生活からの引退過程に入ることに伴う「2007年問題」に的確に対処することが喫緊の課題であるとの認識の下、中小企業労働力確保法等が改正された。実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資する雇用管理の改善に取り組む中小企業に対する支援制度を創設し、同年10月から実施している。
- ・ フリーター数が依然として多い等の若者の雇用問題、地域における雇用情勢の改善の遅れ等の課題や人口減少等の経済社会情勢の変化に的確に対応した雇用政策を講ずるため、働く希望を持つすべての人の就業実現の明確化、若者の応募機会の拡大、募集・採用に係る年齢制限の禁止の義務化、雇用情勢が特に厳しい地域への支援の重点化等を内容とする雇用対策法及び地域雇用開発促進法の改正法案を第166回通常国会に提出した。

これらの法改正の趣旨を踏まえ、政府として雇用を促進するための政策を積極的に推進するよう引き続き努めているところである。

(子育て女性等に対する措置について)

2006年4月から、全国12箇所にマザーズハローワークを設置しており、再就職を希望する子育て女性等に対して就職支援を行っている。

具体的には、子ども連れでも来所しやすい体制を整備するとともに、求職活動の準備が整い、すぐにでも再就職を希望する方に対し、担当者制の職業相談や、地方公共団体等との連携による子育て情報の提供など、再就職に向けた総合的な支援を行っている。

また、2007年4月からは、マザーズハローワーク未設置県の主要な公共職業安定所にマザーズサロンを設置して、同様のサービスを展開している。

(ポジティブ・アクションの普及促進について)

2005年報告の標記ポジティブ・アクションの説明につき、以下のとおり改める。

採用、配置、昇進等において男女労働者間の格差が大きい企業に対して、女性の職域拡大、管理職への登用等に向けた自主的かつ積極的な取組（ポジティブ・アクション）を行うよう援助している。また、行政と経営者団体が連携してポジティブ・アクションの普及促進を図る仕組みとして、女性の活躍推進協議会を2001年度から中央で開催し、その後2002年度から2006年度までは各都道府県労働局レベルにも設置するとともに、同協議会では、2002年度に「ポジティブ・アクションのための提言」を取りまとめ、提言の普及や具体的な取組内容の例示など様々な活動を展開している。また、具体的にポジティブ・アクションに取り組もうとする企業が、実情に応じた目標を立てる際に活用できるよう、同業他社と比較したその企業の女性の活躍状況や取組内容についての診断を受けられるベンチマーク事業を2003年度から実施している。さらに、2006年度から、出産や育児期間が処遇上ハンディとならないよう人事管理制度や能力評価制度等を見直す取組を促すため、モデル的に取組む企業を支援し、その結果を取りまとめ普及する事業を実施している。

(法改正について)

2000年報告の「●1988年報告(5)、1990年報告(iii)、1992年ハの第2パラグラフの記述を以下のように改める。」の記述内容中「働く女性が性別により…(中略)…全面施行されているところである。」を以下のとおり改める。

我が国の人口が減少局面に入中、労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することは、極めて重要な課題となっている。

こうした状況に対応すべく、男女雇用機会均等の更なる推進を図るため、①男女双方に対する差別の禁止、間接差別の禁止など性差別禁止の範囲の拡大、②妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、③セクシュアルハラスメントに関する事業主の雇用管理上の義務の強化等を内容とする雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(1972年法律第113号)等の一部を改正

する法律が2006年6月に公布され、2007年4月より施行されているところである。

(若年者に対する措置について)

2006年4月からは、フリーターの増加傾向の転換を図るべく開始した「フリーター20万人常用雇用化プラン(2005年5月開始)」について、その目標を25万人まで引き上げるとともに、2007年4月からは、改善の遅れている年長フリーターの常用雇用化の支援に重点を置いて、「フリーター25万人常用雇用化プラン」を推進している。

(高齢者に対する措置について)

高齢者等の雇用の安定等に関する法律(1971年法律第68号)に基づき、各企業における65歳までの安定した雇用の確保を図るために、高齢者雇用確保措置の円滑な導入を図る(これについては2006年4月より施行)とともに、「70歳まで働ける企業」の普及・促進を図るため、企業先進事例の収集・情報提供による、事業主への啓発など、必要な取組を進めている。

(障害者に対する措置について)

障害者の就業機会の拡大を目的とした各種施策を推進するべく、2005年7月、障害者の雇用の促進等に関する法律(1960年法律第123号)について、①精神障害者に対する雇用対策の強化、②在宅就業障害者に対する支援、③障害者福祉施策との有機的な連携などの障害者雇用施策の充実強化を図るための改正が行われた。

(2) 2005年の条約勧告適用専門家委員会直接要請について

- ・ 前回の報告に挙げている、職業安定法(1947年法律第141号)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(1985年法律第88号)の改正については、当時の厳しい雇用失業情勢や働き方の多様化等が進む中で、労働力のミスマッチを解消し、多様なニーズに応えるため行ったものであるが、職業紹介事業者及び労働者派遣事業者が大幅に増加(職業紹介事業者について2003年度7774事業所から2006年度13469事業所、労働者派遣事業者について2003年度22148事業所から2006年度51540事業所)するなど民間を中心とした多様な労働力需給調整機関がそれぞれの特性をいかし、労働市場においてより積極的な役割を果たすことが可能となり、労働力需給の迅速、円滑かつ的確な結合を促進することが可能となった。
- ・ 内閣総理大臣の諮問に応じて、経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項についての調査審議を行う「経済財政諮問会議」において、毎年度、「経済財政改革の基本方針」を策定し、雇用政策を含めた我が国政策の基本的方向性を定めている。これを着実に実施することにより、我が国経済はバブル崩壊後に残された雇用・設備・債務という3つの過剰を解消し、正常な経済環境を回復することを目指して構造調整を進めてきたところである。
- ・ 雇用政策に関して行った社会的パートナーとの協議について、前回の報告においても述べているとおり、雇用政策に関する法令の制定、改正、施行に係る重要事項等は公労使三者構成による労働政策審議会職業安定分科会、職業能力

開発分科会等において審議されており、雇用政策の実施により影響を受ける労使の代表者との協議が実施されている。関係審議会等での議論、意見は雇用政策の企画・立案にも反映されている。このほか、例えば今回の報告で述べられている雇用対策法及び地域雇用開発促進法の改正法案についても、公労使の合意により労働政策審議会がその内容を妥当と認めていることを踏まえ策定しているものである。また、議事内容についても、ホームページ等により広く情報公開がなされている。

3 質問Ⅲ、Ⅳ、Ⅵについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

4 質問Ⅶについて

本報告の写しを送付した代表的労使団体は以下のとおり。

（使用者団体）日本経済団体連合会

（労働者団体）日本労働組合総連合会

別紙1

〔雇用、失業及び不完全就業の状況等について〕

(1) 総計したもの

① 求人・求職(対前年比)、求人倍率の推移

		2005年	2006年	2007年		
				1～3月	4月	5月
有効	求人	10.6	6.1	▲ 1.8 (▲ 2.0)	▲ 4.1 (▲ 0.6)	▲ 3.0 (2.0)
	求職	▲ 4.1	▲ 4.7	▲ 3.1 (0.2)	▲ 4.3 (▲ 2.5)	▲ 3.0 (0.5)
	求人倍率 (うちパート)	0.95 <1.36>	1.06 <1.46>	1.05 <1.43>	1.05 <1.44>	1.06 <1.45>

(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 新規学卒者を除きパートタイムを含む

2 月別及び四半期別の有効求人倍率季節調整値

3 ()内は、前月(期)比(季節調整値)

② 雇用、失業の推移

(万人)

		2005年	2006年	2007年			
				1月	2月	3月	4月
労働力人口		6,650 (8)	6,657 (7)	6,542 (-19)	6,572 (23)	6,632 (35)	6,712 (60)
就業者		6,356 (27)	6,382 (26)	6,278 (9)	6,302 (30)	6,351 (43)	6,444 (76)
	男	3,723 (10)	3,730 (7)	3,701 (20)	3,714 (39)	3,731 (21)	3,765 (34)
	女	2,633 (17)	2,652 (19)	2,577 (-12)	2,588 (-8)	2,620 (23)	2,679 (42)
雇用者		5,393 (38)	5,472 (79)	5,450 (48)	5,468 (58)	5,484 (60)	5,544 (85)
	男	3,164 (12)	3,194 (30)	3,202 (34)	3,212 (47)	3,216 (32)	3,236 (41)
	女	2,229 (26)	2,277 (48)	2,249 (15)	2,256 (11)	2,268 (28)	2,308 (44)
完全失業者		294 (-19)	275 (-19)	264 (-28)	270 (-7)	281 (-8)	268 (-16)
完全失業率(%)		4.4	4.1	4.0	4.0	4.0	3.8

(資料出所) 総務省統計局「労働力調査」

(注) 1 完全失業率における07年各月の数値は季節調整値

2 ()内は、前年(同月)差

(2) 性・年齢別の雇用状況

① 雇用形態別の動向(非農林業雇用者)

(万人)

		2005年	2006年	2007年			
				1月	2月	3月	4月
常雇		4,605 (23)	4,671 (66)	4,629 (35)	4,648 (39)	4,672 (35)	4,754 (80)
	男	2,884 (4)	2,908 (24)	2,914 (37)	2,921 (46)	2,922 (17)	2,954 (33)
	女	1,720 (18)	1,763 (43)	1,714 (-2)	1,727 (-6)	1,751 (19)	1,800 (47)
臨時・日雇		752 (16)	758 (6)	775 (6)	773 (13)	768 (19)	739 (-2)

(資料出所) 総務省統計局「労働力調査」

(注) ()内は、前年(同月)差

②年齢別有効求人倍率の動向

		年齢計	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳
就職機会 積み上げ方式	2005年	0.96	0.84	1.17	1.29	1.27	1.15
	2006年	1.05	0.93	1.25	1.35	1.34	1.22
求人数 均等配分方式	2005年	0.96	4.17	1.15	0.86	0.95	1.16
	2006年	1.05	4.76	1.23	0.92	0.98	1.14

40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
0.96	0.77	0.63	0.52	0.50	0.48
1.04	0.86	0.74	0.63	0.61	0.61
1.15	0.97	0.65	0.44	0.50	1.77
1.22	1.08	0.79	0.50	0.69	2.00

(資料出所)厚生労働省「職業安定業務統計」

(注)1 新規学卒者及び臨時・季節を除き、パートタイムを含む。

2 各年とも10月の値。

3 年齢別の求人倍率及び求人数は、次の2つの方法により集計を行っている。

「就職機会積み上げ方式」

個々の求人について、求人数を対象となる年齢階級〔5歳刻みの11階級〕の総月間有効求職者数で除して当該求人に係る求職者1人当たりの就職機会を算定し、全有効求人についてこの就職機会を足し上げることにより、年齢別有効求人倍率を算出する。年齢別月間有効求人数は、年齢別有効求人倍率に年齢別月間有効求職者数を乗じて算出する。なお、新規求人倍率及び新規求人数も同様の方法により算出する。(この際、月間有効求職者数の代わりに、新規求職申込件数を用いる。)

2006年7月分公表時より公表(2005年1月分までさかのぼって集計)。

「求人数均等配分方式」

求人の対象年齢の種類(対象年齢がどの年齢階級〔5歳刻みの11階級〕にまたがるかにより66通りに分類)ごとに、求人数を対象年齢に相当する各年齢階級に均等に配分して、年齢別の月間有効求人数を算出し、これを年齢別の月間有効求職者数で除して、年齢別有効求人倍率を算出する。新規求人倍率及び新規求人数についても同様の方法により算出する。

③性・年齢別完全失業率の推移

(%)

	2005年	2006年	2007年			
			1月	2月	3月	4月
男性	4.6	4.3	4.1	4.0	4.1	4.0
女性	4.2	3.9	3.8	4.0	3.9	3.6
男性世帯主	2.5	2.4	2.3	2.4	2.2	2.3
15～24歳	8.7	8.0	8.4	8.7	8.9	7.5
25～44歳	4.7	4.3	4.3	4.2	4.5	4.3
45～54歳	3.0	2.9	2.8	2.8	2.8	2.7
55歳以上	3.5	3.4	3.1	3.3	3.3	3.2

(資料出所)総務省統計局「労働力調査」

(注) 2007年各月の「男性」と「女性」の数値は季節調整値

新規学卒者の職業紹介状況

区分		年	求職者数 ①		求人数 ②		就職者数 ③		求人倍率 ②/① (倍)	就職率 ③/①×100 (%)
			人	(%)	人	(%)	人	(%)		
高 校 卒 業 者	計	2002年	184,135	(▲9.6)	242,926	(▲11.1)	174,508	(▲10.7)	1.32	94.8
		2003年	172,731	(▲6.2)	218,604	(▲10.0)	164,260	(▲5.9)	1.27	95.1
		2004年	173,171	(0.3)	224,984	(2.9)	166,078	(1.1)	1.30	95.9
		2005年	176,403	(1.9)	258,050	(14.7)	171,493	(3.3)	1.46	97.2
		2006年	179,683	(1.9)	293,520	(13.7)	176,300	(2.8)	1.63	98.1
	男	2002年	97,331	(▲9.6)	-	(-)	93,440	(▲10.6)	-	96.0
		2003年	91,234	(▲6.3)	-	(-)	87,688	(▲6.2)	-	96.1
		2004年	94,146	(3.2)	-	(-)	91,119	(3.9)	-	96.8
		2005年	97,949	(4.0)	-	(-)	95,997	(5.4)	-	98.0
		2006年	101,088	(3.2)	-	(-)	99,794	(4.0)	-	98.7
	女	2002年	86,804	(▲9.6)	-	(-)	81,068	(▲10.7)	-	93.4
		2003年	81,497	(▲6.1)	-	(-)	76,572	(▲5.5)	-	94.0
		2004年	79,025	(▲3.0)	-	(-)	74,959	(▲2.1)	-	94.9
		2005年	78,454	(▲0.7)	-	(-)	75,496	(0.7)	-	96.2
		2006年	78,595	(0.2)	-	(-)	76,506	(1.3)	-	97.3
中 学 卒 業 者	計	2002年	4,643	(▲17.3)	5,450	(▲21.8)	3,649	(▲23.3)	1.17	78.6
		2003年	4,017	(▲13.5)	4,315	(▲20.8)	3,075	(▲15.7)	1.07	76.5
		2004年	3,656	(▲9.0)	4,049	(▲6.2)	2,879	(▲6.4)	1.11	78.7
		2005年	3,286	(▲10.1)	4,263	(5.3)	2,722	(▲5.5)	1.30	82.8
		2006年	2,924	(▲11.0)	4,150	(▲2.7)	2,550	(▲6.3)	1.42	87.2
	男	2002年	3,160	(▲18.2)	-	(-)	2,502	(▲24.7)	-	79.2
		2003年	2,707	(▲14.3)	-	(-)	2,106	(▲15.8)	-	77.8
		2004年	2,399	(▲11.4)	-	(-)	1,950	(▲7.4)	-	81.3
		2005年	2,192	(▲8.6)	-	(-)	1,853	(▲5.0)	-	84.5
		2006年	1,913	(▲12.7)	-	(-)	1,690	(▲8.8)	-	88.3
	女	2002年	1,483	(▲15.3)	-	(-)	1,147	(▲20.1)	-	77.3
		2003年	1,310	(▲11.7)	-	(-)	969	(▲15.5)	-	74.0
		2004年	1,257	(▲4.0)	-	(-)	929	(▲4.1)	-	73.9
		2005年	1,094	(▲13.0)	-	(-)	869	(▲6.5)	-	79.4
		2006年	1,011	(▲7.6)	-	(-)	860	(▲1.0)	-	85.1

(注)1. ()内は、対前年増減率(▲は減少)である。

2. 男女雇用機会均等法の施行により、求人関係の男女別の数値は調査できない。

大学、短期大学及び高等専門学校の場合(2005年度)

[全体]

区分	就職希望率	就職率	〈参考〉 前年度卒業学生の就職率 (2005.4.1現在調査の結果)
大学	68.3% (2.0)	95.3% (1.8)	93.5%
うち 国公立	47.4% (2.6)	94.4% (0.4)	94.0%
	78.4% (1.9)	95.5% (2.1)	93.4%
短期大学	75.2% (▲1.5)	90.8% (1.8)	89.0%
高等専門学校	50.0% (▲6.7)	96.7% (▲1.8)	98.5%
総計	68.6% (1.5)	94.8% (1.7)	93.1%

[男子]

区分	就職希望率	就職率	〈参考〉 前年度卒業学生の就職率 (2005.4.1現在調査の結果)
大学	63.4% (1.5)	95.5% (2.2)	93.3%
うち 国公立	39.2% (1.0)	95.3% (3.8)	91.5%
	75.9% (2.0)	95.6% (1.9)	93.7%
高等専門学校	50.0% (▲6.7)	96.7% (▲1.8)	98.5%
総計	62.8% (1.2)	95.6% (2.1)	93.5%

[女子]

区分	就職希望率	就職率	〈参考〉 前年度卒業学生の就職率 (2005.4.1現在調査の結果)
大学	75.3% (2.7)	95.0% (1.2)	93.8%
うち 国公立	60.2% (4.9)	93.5% (▲3.4)	96.9%
	81.8% (1.8)	95.5% (2.6)	92.9%
短期大学	75.2% (▲1.5)	90.8% (1.8)	89.0%
総計	75.3% (1.8)	94.1% (1.4)	92.7%

大学、短期大学及び高等専門学校の場合(2006年度)

[全体]

区分	就職希望率	就職率	〈参考〉 前年度卒業学生の就職率 (2006.4.1現在調査の結果)
大学	69.2% (0.9)	96.3% (1.0)	95.3%
うち 国立	49.7% (2.3)	96.4% (2.0)	94.4%
うち 公立	78.8% (0.4)	96.3% (0.8)	95.5%
短期大学	74.4% (▲0.8)	94.3% (3.5)	90.8%
高等専門学校	63.5% (13.5)	98.8% (2.1)	96.7%
総計	69.3% (0.7)	96.3% (1.5)	94.8%

[男子]

区分	就職希望率	就職率	〈参考〉 前年度卒業学生の就職率 (2006.4.1現在調査の結果)
大学	63.3% (▲0.1)	96.6% (1.1)	95.5%
うち 国立	41.2% (2.0)	96.5% (1.2)	95.3%
うち 公立	75.1% (▲0.8)	96.6% (1.0)	95.6%
高等専門学校	63.5% (13.5)	98.8% (2.1)	96.7%
総計	63.3% (0.5)	96.9% (1.3)	95.6%

[女子]

区分	就職希望率	就職率	〈参考〉 前年度卒業学生の就職率 (2006.4.1現在調査の結果)
大学	77.4% (2.1)	96.0% (1.0)	95.0%
うち 国立	63.2% (3.0)	96.4% (2.9)	93.5%
うち 公立	83.7% (1.9)	95.9% (0.4)	95.5%
短期大学	74.4% (▲0.8)	94.3% (3.5)	90.8%
総計	76.8% (1.5)	95.7% (1.6)	94.1%

1 完全失業率の状況

(%)

	年 齢 計	15～54歳	55～59歳	60歳以上	60～64歳
1992年平均	2.2	2.2	1.7	2.3	3.7
1993年	2.5	2.5	1.8	2.8	4.6
1994年	2.9	2.9	2.4	3.3	5.3
1995年	3.2	3.2	2.4	3.5	5.7
1996年	3.4	3.4	2.6	3.9	6.4
1997年	3.4	3.5	2.5	3.7	6.2
1998年	4.1	4.1	3.3	4.7	7.5
1999年	4.7	4.7	3.9	4.9	7.9
2000年	4.7	4.8	3.9	4.9	8.0
2001年	5.0	5.1	4.1	5.1	8.1
2002年	5.4	5.6	4.5	4.8	7.7
2003年	5.3	5.4	4.5	4.9	7.5
2004年	4.7	5.0	3.7	3.9	5.7
2005年	4.4	4.7	3.6	3.4	4.9
2006年	4.1	4.4	3.5	3.2	4.5
2007年1月	4.0 (4.0)	4.4	3.1	3.1	3.9
2007年2月	4.1 (4.0)	4.4	3.2	3.4	4.3
2007年3月	4.2 (4.0)	4.6	3.5	3.2	4.3
2007年4月	4.0 (3.8)	4.3	3.1	3.3	4.7

()は季節調整値

(資料出所)総務省統計局「労働力調査」

2 有効求人倍率の状況

就職機会積み上げ方式

(倍)

	年齢計	54歳以下	55～59歳	60歳以上	60～64歳
2005年平均	0.92	1.03	0.49	0.47	0.47
2006年平均	1.02	1.13	0.59	0.57	0.58

求人数均等配分方式

(倍)

	年齢計	54歳以下	55～59歳	60歳以上	60～64歳
1994年平均	0.63	0.85	0.24	0.10	0.08
1995年平均	0.62	0.83	0.23	0.09	0.08
1996年平均	0.69	0.95	0.25	0.09	0.08
1997年平均	0.71	0.98	0.26	0.09	0.07
1998年平均	0.52	0.70	0.18	0.07	0.06
1999年平均	0.46	0.61	0.14	0.07	0.06

2000年平均	0.57	0.75	0.16	0.09	0.07
2001年平均	0.57	0.73	0.20	0.12	0.09
2002年平均	0.51	0.61	0.19	0.20	0.14
2003年平均	0.62	0.74	0.20	0.23	0.17
2004年平均	0.80	0.93	0.28	0.36	0.25
2005年平均	0.92	1.02	0.42	0.66	0.45
2006年平均	1.02	1.11	0.48	0.89	0.63

(資料出所)厚生労働省「職業安定業務統計」

(注)1 臨時・季節を除き、パートタイムを含む。

2 年齢別の求人倍率及び求人数は、次の2つの方法により集計を行っている。

「就職機会積み上げ方式」

個々の求人について、求人数を対象となる年齢階級〔5歳刻みの11階級〕の総月間有効求職者数で除して当該求人に係る求職者1人当たりの就職機会を算定し、全有効求人についてこの就職機会を足し上げることにより、年齢別有効求人倍率を算出する。年齢別月間有効求人数は、年齢別有効求人倍率に年齢別月間有効求職者数を乗じて算出する。なお、新規求人倍率及び新規求人数も同様の方法により算出する。(この際、月間有効求職者数の代わりに、新規求職申込件数を用いる。)

2006年7月分公表時より公表(2005年1月分までさかのぼって集計)。

「求人数均等配分方式」

求人の対象年齢の種類(対象年齢がどの年齢階級〔5歳刻みの11階級〕にまたがるかにより66通りに分類)ごとに、求人数を対象年齢に相当する各年齢階級に均等に配分して、年齢別の月間有効求人数を算出し、これを年齢別の月間有効求職者数で除して、年齢別有効求人倍率を算出する。新規求人倍率及び新規求人数についても同様の方法により算出する。

一般の民間企業における規模別障害者の雇用状況(法定雇用率1.8%)

(2006年6月1日現在)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数	⑤ 達成割合
規模計	18,652,344 人 (18,091,871)	283,750.5 人 < 281,833 > (269,066)	1.52 % < 1.51 > (148.72%)	29,120 / 67,168 (27,577 / 65,449)	43.4 % (42.1)
人	人	人	%		%
56~99	1,821,622 (1,795,317)	26,516.0 < 26,181 > (26,171)	1.46% < 1.44% > (1.46%)	11,175 / 24,708 (10,835 / 24,361)	45.2 (44.5)
100~299	4,582,065 (4,426,269)	58,187.5 < 57,624 > (55,012)	1.27% < 1.26% > (1.24%)	13,216 / 30,337 (12,447 / 29,323)	43.6 (42.4)
300~499	1,952,209 (1,888,166)	28,886.0 < 28,667 > (27,518)	1.48% < 1.47% > (1.46%)	2,268 / 5,643 (2,138 / 5,449)	40.2 (39.2)
500~999	2,411,051 (2,339,966)	36,888.0 < 36,690 > (34,569)	1.53% < 1.52% > (1.48%)	1,477 / 3,814 (1,288 / 3,705)	38.7 (34.8)
1,000以上	7,885,397 (7,642,153)	133,273.0 < 132,671 > (125,796)	1.69% < 1.68% > (1.65%)	984 / 2,666 (869 / 2,611)	36.9 (33.3)

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ()内は2005年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は2006年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

4 < >内は精神障害者を除いた場合の数値である。